

あかね保育園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、あかね保育園（以下「当園」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(施設の名称等)

第2条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 あかね保育園

(2) 所在地 大野市水落町7番24号

(施設の目的)

第3条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々保護者の下から通わせて保育することを目的とする。

(運営方針)

第4条 当園の基本理念は、次のとおりとする。

一人ひとりの子どもを人として尊重し、様々な生活体験を通して「豊かな心」と「生きる力」を育む。

2 当園の保育方針は、次のとおりとする。

(1) 毎日を心安らかに、安定した気分で過ごさせる。

(2) 一人ひとりの子に、打ち込めるものが保障され、それが、生きる喜びになっている。

(3) 一人ひとりの存在を認め共感しあい、育ちあう人間関係であること。

(提供する保育の内容)

第5条 当園は、保育所保育指針に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育

(2) 一時預かり

(3) 延長保育

(4) 障害児保育

(5) 子育て相談

(6) 前各号に掲げるもののほか、保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が保育の提供にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1人（常勤）

園長は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 指導保育士 1名（常勤）

指導保育士は、保育、諸帳簿の記録及び管理を行うとともに、職員相互をまとめ、保育指導を行う。

(3) 主任保育士 2人（常勤）

主任保育士は、保育を行うとともに、諸帳簿の記録及び管理を行う。

(4) 保育士 1人（常勤）

保育士は、保育を行うとともに、諸帳簿の記録及び管理を行う。

(5) 保育士 12人（非常勤）

保育士は、保育を行うとともに、諸帳簿の記録及び管理を行う。

(6) 医療的ケア児対応看護師 1人（非常勤）

医療的ケア児対応看護師は、医療的ケアが必要な児童の医療的ケアを行うとともに、諸帳簿の記録及び管理を行う。

(7) 保育補助員 1人（非常勤）

保育補助員は、保育を補助する。

(8) 調理師 3人（常勤1人、非常勤2人）

調理員は、給食及びおやつの調理、給食等に係る諸帳簿の記録及び管理を行う。

(9) 清掃員 1人（非常勤）

清掃員は、当園の清掃を行う。

（保育を提供する日）

第7条 当園が保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～12月31日及び1月1日～1月3日を除く。

2 每月第2土曜日及び第4土曜日については、家庭で保育できる子どもは、家庭で保育するものとする。ただし、家庭で保育できない子どもに対しては当園で保育を提供するものとする。

(保育を提供する時間)

第8条 当園において、保育を提供する時間は次に掲げる範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

月～金曜日：午前7時30分～午後6時30分

延長保育：午後6時30分～午後7時

土曜日：午前7時30分～正午

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

月～金曜日：午前8時30分～午後4時30分

延長保育：午前7時30分～午前8時30分、午後4時30分～午後7時

土曜日：午前7時30分～正午

(保育料その他の費用)

第9条 当園の保育料の額は、大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則別表第1に定めるとおりとする。

2 当園の延長保育利用料の額は、次のとおりとする。

日額 200円（月上限額1,000円）

3 当園の一時預かり利用料の額は、次のとおりとする。

日額（4時間未満） 1,000円

日額（4時間以上8時間未満） 2,000円

給食費 230円（給食が必要な場合のみ）

4 前3項に定めるもののほか、当園が提供する保育に必要な費用であって保護者に実費負担を求めるものは、別表第1に定めるとおりとする。

(利用定員)

第10条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

認定区分	3号認定			2号認定			計
年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
利用定員	3人	6人	10人	17人	17人	17人	70人

(利用の開始、終了に関する事項)

第11条 当園は、大野市教育委員会が保育の利用を決定したときに、保育の提供を開始するものとする。

2 当園は、大野市教育委員会が保育の利用を解除したときに、保育の提供を終了

するものとする。

(緊急時等における対応等)

第12条 当園は、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該子どもの保護者に連絡するとともに、嘱託医又は当該子どもの主治医に相談する等必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、保育の提供中に事故が発生した場合には、速やかに市こども支援課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 当園は、保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 当園は、消防計画及び地震・風水害等に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第15条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置するものとする。

2 当園は、苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行う。

3 当園は、苦情を受け付けた際は、苦情の内容、苦情に対する対応について記録する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条関係）

保護者実費負担金徴収基準額表

項目	負担を求める理由	金額
日本スポーツ振興センター共済掛金	日本スポーツ振興センターにおいて、災害共済掛金 350 円のうち 6 割から 9 割を保護者が負担することが規定されているため	年額 230 円
各種行事参加費用	各種行事への参加に必要なため（遠足バス代等）	年額 2,000 円程度
給食副食費 (3歳以上児)	副食の提供に必要なため	月額 4,500 円(※)

※年収 360 万円未満相当の世帯の児童、生計を一にする世帯の第3子以降の児童については、副食費の徴収を免除する